

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	3	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	29	不利益処分の種類	職業訓練指導員免許の取消し	
<p>(職業訓練指導員免許の取消し)</p> <p>第二十九条 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号に該当するに至つたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員としてふさわしくない非行があつたときは、当該職業訓練指導員免許を取り消すことができる。</p>						